

令和3年度研修実施計画

裁判所職員総合研修所

目 次

第 1 研修	1
1 中央研修	1
2 高裁委嘱研修	7
3 自序研修	9
4 研究	10
5 委託研修	11
第 2 養成	12
1 裁判所書記官養成課程	12
2 家庭裁判所調査官養成課程	12

※期間は、休日を除く実日数を記載している。

※このほか各分野における課題への取組の進展状況、喫緊の課題の発生等に応じて、裁判所職員総合研修所長において、別途研修を実施することがある。

第1 研修

1 中央研修

(1) 管理者層 ア 管理業務系

番号	名 称		目 的	実施場所	実施時期	期間	人員	対象者
1	首席書記官研究会		首席書記官として必要な指導監督等に関する研究を行うことにより、総合的な組織運営能力の向上を図る。	裁判所職員総合研修所	3. 9. 15(水) ～ 9. 16(木)	2日	未定	地・家・簡裁の首席書記官
2	首席家庭裁判所調査官研究会	第1回 第2回	首席家裁調査官として必要な指導監督等に関する研究を行うことにより、総合的な組織運営能力の向上を図る。	裁判所職員総合研修所	3. 9. 2(木) ～ 9. 3(金) 3. 11. 25(木) ～ 11. 26(金)	2日 2日	8 未定	高裁所在地の首席家裁調査官 首席家裁調査官
3	事務局長研究会		事務局長として必要な指導監督等に関する研究を行うことにより、総合的な組織運営能力の向上を図る。	裁判所職員総合研修所	4. 2. 17(木) ～ 2. 18(金)	2日	未定	地・家裁の事務局長
4	管理者研究会 (組織運営) ※司研合同		支部運営を始めとする組織運営に関する研究及び討議を行うことにより、幹部職員としての管理能力の向上と意識の高揚を図る。	司法研修所 及び 裁判所職員総合研修所	3. 5. 18(火) ～ 5. 20(木)	3日	未定	次席書記官、次席家裁調査官、総括主任家裁調査官(次席家裁調査官の経験がある者)、次長
5	次席家庭裁判所調査官等研究会	第1回 第2回	次席家裁調査官又は総括主任家裁調査官として必要な指導監督に関する研究を行うことにより、管理能力の向上と意識の高揚を図る。	裁判所職員総合研修所	3. 4. 26(月) ～ 4. 28(水) 3. 9. 29(水) ～ 10. 1(金)	各3日	未定	次席家裁調査官、総括主任家裁調査官
6	管理者研究会		幹部職員として、その職務を遂行するために必要な広い視野と高い識見を習得させるとともに、当面する諸問題の研究及び討議を行うことにより、管理能力の向上と意識の高揚を図る。	裁判所職員総合研修所	3. 4. 12(月) ～ 4. 16(金)	5日	未定	新たに局長(高裁を除く。)、次長、事務部長、首席書記官、次席書記官、総括主任書記官、首席家裁調査官、次席家裁調査官、総括主任家裁調査官、首席技官(最高裁)、次席技官(最高裁)等に任命された者

イ 研修事務系

番号	名 称	目 的	実施場所	実施時期	期間	人員	対象者
7	研修計画協議会	研修実施計画及び研修運営上の諸問題について協議する。	テレビ会議	4. 1. 6(木)	1日	25	高裁の次長、首席書記官、高裁所在地の首席家裁調査官

(2) 中間管理者層
ア 管理業務系

番号	名 称	目 的	実施場所	実施時期	期間	人員	対象者
8	中間管理者研修 I	第1回	裁判所職員総合研修所	3. 9. 7(火) ～ 9. 10(金)	各4日	約100	昇任後おおむね7年末満の主任書記官若しくは主任家裁調査官、速記管理官、速記副管理官、課長補佐、専門官、班長又は主任技官の職にある者
		第2回		3. 10. 12(火) ～ 10. 15(金)		約30	
		第3回		4. 1. 11(火) ～ 1. 14(金)		約30	
		第4回		4. 2. 7(月) ～ 2. 10(木)		約30	
9	中間管理者研修 II	中間管理者として困難な職務を遂行するため必要な広い視野と高い識見及び管理技法を習得させることにより、職務意識の高揚と管理能力の向上を図る。	裁判所職員総合研修所	3. 12. 7(火) ～ 12. 9(木)	3日	未定	訟廷管理官、訟廷副管理官、裁判員調整官、課長、文書企画官、企画官、首席技官、営繕企画官(最高裁)又は昇任後おおむね7年以上経過した主任書記官若しくは主任家裁調査官の職にある者
10	主任家庭裁判所調査官研修	第1回	裁判所職員総合研修所	3. 6. 23(水) ～ 6. 25(金)	各3日	未定	主任家裁調査官
		第2回		3. 6. 30(水) ～ 7. 2(金)			

イ 研修事務系

番号	名 称	目 的	実施場所	実施時期	期間	人員	対象者
11	研修指導研究会	第1回	裁判所職員総合研修所	3. 6. 2(水) ～ 6. 4(金)	3日	約40	次席書記官、総括主任書記官、主任書記官、訟廷管理官、訟廷副管理官、裁判員調整官、次席家裁調査官、総括主任家裁調査官、主任家裁調査官、総括企画官、課長、文書企画官、企画官、課長補佐、専門官
		第2回		3. 12. 14(火) ～ 12. 16(木)			
12	実務指導研究会	民事	裁判所職員総合研修所	3. 4. 27(火)	1日	約40	書記官プラスシップ研修の指導者を養成する。
		刑事		3. 4. 28(水)	1日	約40	
		家事		3. 4. 28(水)	1日	約35	
		少年		3. 4. 27(火)	1日	約25	

(3) 主として管理職以外の層(書記官・家裁調査官・係長等)

ア 裁判事務系

番号	名 称	目 的	実施場所	実施時期	期間	人員	対象者
13	家事実務研究会 ※司研合同	家事書記官及び家事係調査官の事務処理上の諸問題について研究及び討議を行うことにより職務遂行能力の向上を図り、もって適正かつ迅速な事件処理の推進に資する。	司法研修所 及び 裁判所職員総合研修所	3. 11. 17(水) ～ 11. 19(金)	3日	約100	家裁で家事事件を担当する書記官、家裁調査官
14	少年実務研究会 ※司研合同	少年書記官及び少年係調査官の事務処理上の諸問題について研究及び討議を行うことにより職務遂行能力の向上を図り、もって適正かつ迅速な事件処理の推進に資する。	司法研修所 及び 裁判所職員総合研修所	3. 12. 20(月) ～ 12. 22(水)	3日	約100	家裁で少年事件を担当する書記官、家裁調査官
15	民事実務研究会 ※司研合同	第1回	司法研修所 及び 裁判所職員総合研修所	3. 6. 9(水) ～ 6. 10(木)	2日	約50	高・地・簡裁で民事事件を担当する書記官
		第2回	裁判所職員総合研修所	3. 12. 16(木) ～ 12. 17(金)	2日	約50	

番号	名 称	目 的	実施場所	実施時期	期間	人員	対象者
16	刑事実務研究会 ※司研合同	刑事書記官の事務処理上の諸問題について研究及び討議を行うことにより職務遂行能力の向上を図り、もって適正かつ迅速な事件処理の推進に資する。	司法研修所 及び 裁判所職員 総合研修所	3.11.10(水) ～11.11(木)	2日	未定	高・地・簡裁で刑事事件を担当する書記官
17	家事特別研究会 ※司研合同	後見関係事件等の運用をめぐる諸問題について研究及び討議を行うことにより職務遂行能力の向上を図り、もって適正かつ迅速な事件処理の推進に資する。	司法研修所 及び 裁判所職員 総合研修所	3.10.7(木) ～10.8(金)	2日	約50	家裁で後見関係事件を担当する書記官
18	家庭裁判所 調査官 特別研修	第1回 第2回 第3回 行動科学等の更なる専門性の獲得及び深化を図り、現場の調査事務の質向上に寄与させ、的確な調査事務を追求する能力の発展を図る。	裁判所職員 総合研修所	3.10.19(火) ～10.22(金) 3.11.30(火) ～12.3(金) 4.1.18(火) ～1.20(木)	4日 4日 3日	約25 約25 約30	家庭裁判所調査官実務研修又は平成30年度以前の家庭裁判所調査官応用研修を終了した者
19	家庭裁判所調査官 応用研修	専門的知識及び技能を応用して、複雑困難な事件についても円滑な調査事務の遂行を確保できる能力の向上を図る。	裁判所職員 総合研修所	3.7.5(月) ～7.9(金)	5日	未定	家裁調査官任官後、3年以上経過した者のうち家庭裁判所調査官実務研修又は家庭裁判所調査官応用研修を終了していないもの
20	速記官中央研修	裁判所が当面する諸問題に関する理解を更に深めさせるとともに、裁判部の一員としての職務意識の高揚を図る。	裁判所職員 総合研修所	3.6.30(水) ～7.1(木)	2日	約20	速記官(速記管理官及び速記副管理官を除く。)
21	総括執行官研究会	総括執行官の職務等について知識を付与するとともに、研究、討議等を行うことにより、総括執行官の役割や執行官室の運営等についての認識を深めさせ、総括執行官としての識見をかん養する。	裁判所職員 総合研修所	3.7.6(火) ～7.8(木)	3日	未定	総括執行官

番号	名 称	目 的	実施場所	実施時期	期間	人員	対象者
22	執行官実務研究会	社会の変化に的確に対応できる事務処理能力を身につけるとともに、前例のない特殊困難な事案等に対応できる知識や論理的思考力を養う。	裁判所職員総合研修所	4. 3. 1(火) ～ 3. 3(木)	3日	未定	執行官
23	新任執行官研修	職務遂行に必要な知識を付与することにより、執務能力の向上と職務意識の高揚を図る。	裁判所職員総合研修所	3. 5. 25(火) ～ 5. 28(金)	4日	未定	令和2年4月2日以後に執行官に任命された者又は執行官事務取扱書記官に指定された者

イ 事務局事務系

番号	名 称	目 的	実施場所	実施時期	期間	人員	対象者
24	係長等 (総務担当) 研修	職務遂行に必要な知識及び技能を付与することにより執務能力の向上と職務意識の高揚を図る。	裁判所職員総合研修所	3. 6. 22(火) ～ 6. 24(木)	3日	約50	高・地・家裁本庁の総務事務を担当する係長、専門職
25	係長等 (人事担当) 研修	職務遂行に必要な知識及び技能を付与することにより執務能力の向上と職務意識の高揚を図る。	裁判所職員総合研修所	3. 7. 13(火) ～ 7. 15(木)	3日	約70	高・地・家裁本庁の人事事務を担当する係長、専門職
26	係長等 (会計担当) 研修	職務遂行に必要な知識及び技能を付与することにより執務能力の向上と職務意識の高揚を図る。	裁判所職員総合研修所	3. 11. 16(火) ～ 11. 19(金)	4日	約60	高・地・家裁本庁の会計事務を担当する係長、専門職

ウ 研修事務系

番号	名 称	目 的	実施場所	実施時期	期間	人員	対象者
27	研修事務担当者 研修	研修の企画、実施等に必要な知識及び技能を付与することにより、執務能力の向上と職務意識の高揚を図り、もって高裁委嘱研修及び自府研修の充実を図る。	裁判所職員総合研修所	3. 6. 15(火) ～ 6. 16(水)	2日	約40	研修事務を担当する高・地・家裁の係長、専門職、主任

(4) 新採用職員層

番号	名 称	目 的	実施場所	実施時期	期間	人員	対象者
28	総合職採用職員 初任研修	将来の幹部職員の候補者としての自覚を促し、職務意識の高揚を図る。	裁判所職員総合研修所	3. 4. 6(火) ～ 4. 8(木)	3日	未定	令和2年度裁判所職員採用総合職試験の合格者で、新たに採用されたもの

(5) その他
ア 情報化関係

番号	名 称		目 的	実施場所	実施時期	期間	人員	対象者
29	情報セキュリティ研修		情報セキュリティの確保に必要な知識等を習得し、情報セキュリティ事故を未然に防止するための方策の立案・実施に資するとともに、情報セキュリティ事故が発生した場合の対処能力等の向上を図る。	裁判所職員総合研修所	3. 9.14(火) ～ 9.15(水)	2日	約60	情報セキュリティ対策事務従事者の事務を補助する者(管理職以上の者)
30	情報処理研修	第1回	情報化の推進に向けて、職員全体のレベルアップを図るための指導的役割を果たす者を広く養成する。	裁判所職員総合研修所	3. 5.19(水) ～ 5.20(木)	各2日	約60	情報化の推進に指導的役割を果たすことが期待される行(一)職員(家裁調査官を除く。)
31	裁判事務支援システム(簡裁民事・支払督促・高裁刑事・簡裁刑事事件部分)導入研修	第4回 簡裁民事支払督促 高裁刑事簡裁刑事 事件部分	裁判事務支援システム(簡裁民事・支払督促・高裁刑事・簡裁刑事事件部分)の円滑な導入に向けて中心的役割を果たす者を養成する。	裁判所職員総合研修所	3. 4.20(火) ～ 4.21(水) 3. 4.21(水) ～ 4.22(木) 3. 6.15(火) ～ 6.16(水) 3. 6.16(水) ～ 6.17(木)	各2日	未定 未定 未定 未定	裁判事務支援システム(簡裁民事・支払督促・高裁刑事・簡裁刑事事件部分)の導入事務を担当する職員

イ 採用試験事務関係

番号	名 称		目 的	実施場所	実施時期	期間	人員	対象者
32	採用試験事務担当者研究会		採用試験事務に必要な知識及び技能についての研究を行うことにより、執務能力の向上を図る。	裁判所職員総合研修所	3. 5.25(火)	1日	未定	採用試験事務を担当する管理職員等

ウ CA関係

番号	名 称		目 的	実施場所	実施時期	期間	人員	対象者
33	C A研修実務試験	前期修	書記官の執務に必要な学識及び実務知識並びに職務遂行能力の有無を判定する。	裁判所職員総合研修所	3. 6.24(木) ～ 7.14(水)	15日	未定	裁判所書記官任用試験の第2次試験に合格した者
		実務修		実務研修実施庁	3. 7.16(金) ～ 8.20(金)	23日		
		後期修		裁判所職員総合研修所	3. 8.23(月) ～ 9.10(金)	15日		

2 高裁委嘱研修

(1) 管理者層 管理業務系

番号	名 称	目 的	実施場所	実施時期	期間	人員	対象者
34	次席 家庭裁判所調査官等 実務研究会	高等裁判所で実施する委嘱研修及び高裁ブロック研修の運営等について研究及び討議を行うことにより、研修等の充実及び改善に寄与させる。	裁判所職員 総合研修所 (分室を含む。) 又は 高等裁判所	実施機関が適宜決定	1日	未定	次席家裁調査官、 総括主任家裁調査官

(2) 中間管理者層 管理業務系

番号	名 称	目 的	実施場所	実施時期	期間	人員	対象者
35	新任中間管理者研修	職務遂行に必要な管理能力及び管理技法を付与することにより、中間管理者としてふさわしい職員を養成する。	裁判所職員 総合研修所 (分室を含む。) 又は 高等裁判所	実施機関が適宜決定	3~5日	未定	新たに主任書記官、訟廷管理官、訟廷副管理官、裁判員調整官、主任家裁調査官、速記管理官、速記副管理官、課長、文書企画官、企画官、課長補佐、首席技官、班長(最高裁)、主任技官(最高裁を含む)、地裁本庁所在地にある検審局長等に任命された者

(3) 主として管理職以外の層(書記官・家裁調査官・係長等)

ア 裁判事務系

番号	名 称	目 的	実施場所	実施時期	期間	人員	対象者
36	書記官 ブランクシューアップ研修	中堅書記官に求められる思考力・表現力等を執務で十分に發揮できるよう、基本的資質・能力を磨き、執務の質の向上につなげる契機とする。	裁判所職員 総合研修所 (分室を含む。) 又は 高等裁判所	7月から9月までの間で実施機関が適宜決定	3~5日 ※	未定	書記官任用資格取得後5年以上の者(中間管理者以上の者を除く。)
37	家庭裁判所調査官 実務研究会	家庭事件の調査上の諸問題について研究及び討議を行うことにより、調査実務の充実及び改善に寄与させる。	裁判所職員 総合研修所 (分室を含む。) 又は 高等裁判所	実施機関が適宜決定	3日	未定	主任家裁調査官、 家裁調査官

※ 5日を原則とするが、実施機関がその実情に応じて3日まで短縮することも可とする。

イ 事務局事務系

番号	名 称	目的	実施場所	実施時期	期間	人員	対象者
38	新任係長研修	職務遂行に必要な知識及び技能を付与することにより係長としてふさわしい職員を養成する。	裁判所職員総合研修所(分室を含む。)又は高等裁判所	実施機関が適宜決定	1~3日	未定	新たに係長に任命された者
39	事務官専門研修	総務、人事及び会計の各分野について、その事務を処理するために必要な専門的知識及び技能を付与することにより、事務局において中核的役割を果たしている事務官の執務能力の向上を図る。	裁判所職員総合研修所(分室を含む。)又は高等裁判所	実施機関が適宜決定	2~3日	未定	採用後7年以上の行(一)事務官(専門官以上の職にある者を除く。)

(4) 事務官層

番号	名 称	目的	実施場所	実施時期	期間	人員	対象者
40	ジャンプアップ研修	職務での問題点の発見と改善等について研究及び討議を行うことにより、仕事の進め方に関する基本的な能力を向上させ、中堅事務官としてふさわしい職員を養成する。	裁判所職員総合研修所(分室を含む。)又は高等裁判所	実施機関が適宜決定	3日	未定	採用後7年以上10年未満の行(一)事務官(係長、専門職以上の職にある者及び書記官又は家裁調査官の任用資格を有する者を除く。)※1
41	事務官法律研修	通信研修及び面接研修を通じて基礎的な法学教育を行うことにより、資質及び事務処理能力の向上を図る。	裁判所職員総合研修所(分室を含む。)又は高等裁判所	通信研修 実施機関が適宜決定 面接研修 実施機関が適宜決定	9~11日 ※2	約250	採用後1年以上の行(一)事務官(書記官又は家裁調査官の任用資格を有する者、総合職(I種、上級)試験合格者等を除く。)

(5) 新採用職員層

番号	名 称	目的	実施場所	実施時期	期間	人員	対象者
42	新採用職員研修	国民全体の奉仕者としての使命を自覚させるとともに裁判所職員として必要な基礎的知識を付与し、裁判所職員にふさわしい心構えをかん養する。	裁判所職員総合研修所(分室を含む。)又は高等裁判所	実施機関が適宜決定	2~5日	未定	新たに採用された職員(総合職採用職員を除く。)

※1 令和2年度の対象者で未研のものも含む。

※2 実施機関がその実情に応じて短縮することも可とする。

3 自序研修

(1) 事務官層

番号	名 称	目 的	実施場所	実施時期	期間	人員	対象者
43	ステップアップ研修	本格的なジョブローテーションが始まる前にその意義を理解させ、動機付けを行うとともに、職務遂行能力の向上を図り、事務局事務等の一般的な知識を付与する。	裁判所職員 総合研修所 (分室を含む。) 又は 高等裁判所	2月から3月までの間で実施機関が適宜決定※1	2日	未定	採用3年目の行(一) 事務官、行(一)技官 ※2

(2) 新採用職員層

番号	名 称	目 的	実施場所	実施時期	期間	人員	対象者
44	フォローアップセミナー	裁判所職員として必要な基礎的知識を確認させ、幅広い視野で職務を遂行する姿勢をかん養する。	高等裁判所 地方裁判所 家庭裁判所	①2月及び3月中で実施機関が適宜決定 ②実施機関の実情に応じて、①に定める日に加え、実施機関が適宜決定	約3日	未定	採用後1年程度を経過した行(一) 事務官、行(一)技官
45	フレッシュユースミナー	職員として当面必要な知識を付与し、職場への円滑な定着を図る。	高等裁判所 地方裁判所 家庭裁判所	採用後勤務初日及び2日目	2日	未定	新たに採用された職員

(3) その他

番号	名 称	目 的	実施場所	実施時期	期間	人員	対象者
46	高裁ブロック研修	職務遂行に必要な知識、技能等を習得させ、執務能力の向上と職務意識の高揚を図る。	裁判所職員 総合研修所 (分室を含む。) 又は 高等裁判所	実施機関が適宜決定			高裁管内に勤務する職員
47	自 序 研 修	職務遂行に必要な知識、技能等を習得させ、執務能力の向上と職務意識の高揚を図る。	最高裁判所 高等裁判所 地方裁判所 家庭裁判所	実施機関が適宜決定			最高裁、高裁管内に勤務する職員

※1 実施機関がその実情に応じて適宜決定することも可とする。

※2 令和2年度の対象者で未研のものも含む。

4 研究

番号	名 称	目 的	実施場所	実施時期	期間	人員	対象者
48	合同実務研究	異なる職種の職員に裁判所の職種間の連携、協働に関する研究を共同してすることにより、実務の改善及び向上に寄与させる。	研究員が所属する裁判所	3. 9 ～ 4. 3	7月	未定	書記官、家裁調査官等
49	書記官実務研究	書記官実務における諸問題について、体系的かつ実証的な研究をさせることにより、実務の改善及び向上に寄与させる。	裁判所職員総合研修所	3. 4 ～ 4. 3	1年	2	書記官
50	家庭裁判所調査官実務研究 (個人及び共同研究)	家庭事件調査実務に必要な理論及び技法に関する実証的研究を行わせることにより、調査実務能力の向上に寄与させる。	研究員が所属する家庭裁判所	3. 7 ～ 4. 3	8月	未定	(個人研究) 家庭裁判所調査官実務研修又は令和2年度以前の家庭裁判所調査官応用研修を終了した者 (共同研究) 家裁調査官
	同 上 (指定研究)		研究員が所属する家庭裁判所及び裁判所職員総合研修所	3. 4 ～ 6. 3	3年	4	家庭裁判所調査官実務研修又は平成30年度以前の家庭裁判所調査官応用研修を終了した者
51	家庭裁判所調査官関係機関特別研究 (家事及び少年関係機関についての研究)	関係機関における業務の実際にに関する研究を行わせることにより、調査実務能力の向上に寄与させる。	派遣先 関係機関 及び 研究員が所属する家庭裁判所	3. 7 ～ 4. 3	8月	未定	家庭裁判所調査官実務研修又は令和2年度以前の家庭裁判所調査官応用研修を終了した者
	同 上 (心身の鑑別についての研究)		矯正研修所 及び 研究員が所属する家庭裁判所	4. 2 ～ 3	1月	3	家庭裁判所調査官実務研修又は平成30年度以前の家庭裁判所調査官応用研修を終了した者
	同 上 (更生保護についての研究)		法務総合研究所及び研究員が所属する家庭裁判所	3. 9 ～ 11	2月	3	家庭裁判所調査官実務研修又は令和2年度以前の家庭裁判所調査官応用研修を終了した者

5 委託研修

番号	委託庁	名 称	人 員
52	人 事 院	行政研修（課長補佐級）	未定
53	財務省	会計事務職員研修	未定
54		会計事務職員契約管理研修	
55		予算編成支援システム研修	
56		予算担当職員初任者研修	
57		決算書作成システム研修	
58		会計監査事務職員研修	
59	国税庁	税務大学校本科特別研修	未定
60	総務省	情報システム統一研修	未定

第2 養成

1 裁判所登記官養成課程

番号	部	期	実施時期等	期間	人員	対象者
61	第一部	第18期	3. 4. 1(木) 入所 4. 1(木)～ 予修期修習 5. 10(月) 入所式 5. 10(月)～ 第1期研修 7. 19(月)～ 実務修習 9. 27(月)～ 第2期研修 4. 3. 25(金) 修了	1年	227	第一部入所試験合格者で、最高裁が指名したもの
62	第二部	第17期 (2年生)	2. 4. 6(月) 入所 4. 6(月)～ 裁判事務修習 10. 16(金)～ 第1期研修 3. 4. 1(木)～ 第2期研修 7. 19(月)～ 実務修習 9. 27(月)～ 第3期研修 4. 3. 25(金) 修了	2年	78	
		第18期 (1年生)	3. 4. 1(木) 入所 4. 1(木)～ 予修期修習 5. 10(月) 入所式 5. 10(月)～ 裁判事務修習 10. 15(金)～ 第1期研修 4. 4. 1(金)～ 第2期研修 7. 下旬～ 実務修習 10. 上旬～ 第3期研修 5. 3. 24(金) 修了	2年	98	第二部入所試験合格者で、最高裁が指名したもの

2 家庭裁判所調査官養成課程

番号	期	実施時期等	期間	人員	対象者
63	第17期	2. 4. 1(水) 入所 4. 1(水)～ 実務修習(予修期) 5. 7(木)～ 前期合同研修 8. 3(月)～ 実務修習 3. 9. 16(木)～ 後期合同研修 4. 3. 25(金) 修了	2年	48	令和2年度採用の家裁調査官補で、最高裁が指名したもの
64	第18期	3. 4. 1(木) 入所 4. 1(木)～ 実務修習(予修期) (4. 6～8を除く。) 5. 10(月) 入所式 5. 10(月)～ 前期合同研修 7. 19(月)～ 実務修習 4. 9. 中旬～ 後期合同研修 5. 3. 24(金) 修了	2年	54	令和3年度採用の家裁調査官補で、最高裁が指名したもの

【機密性2】

令和3年度研修実施計画一覧表(令和2年度との比較表)

*研修名の頭に付した記号は、◎は中央研修、○は高裁委嘱、△は自府研修を表す。

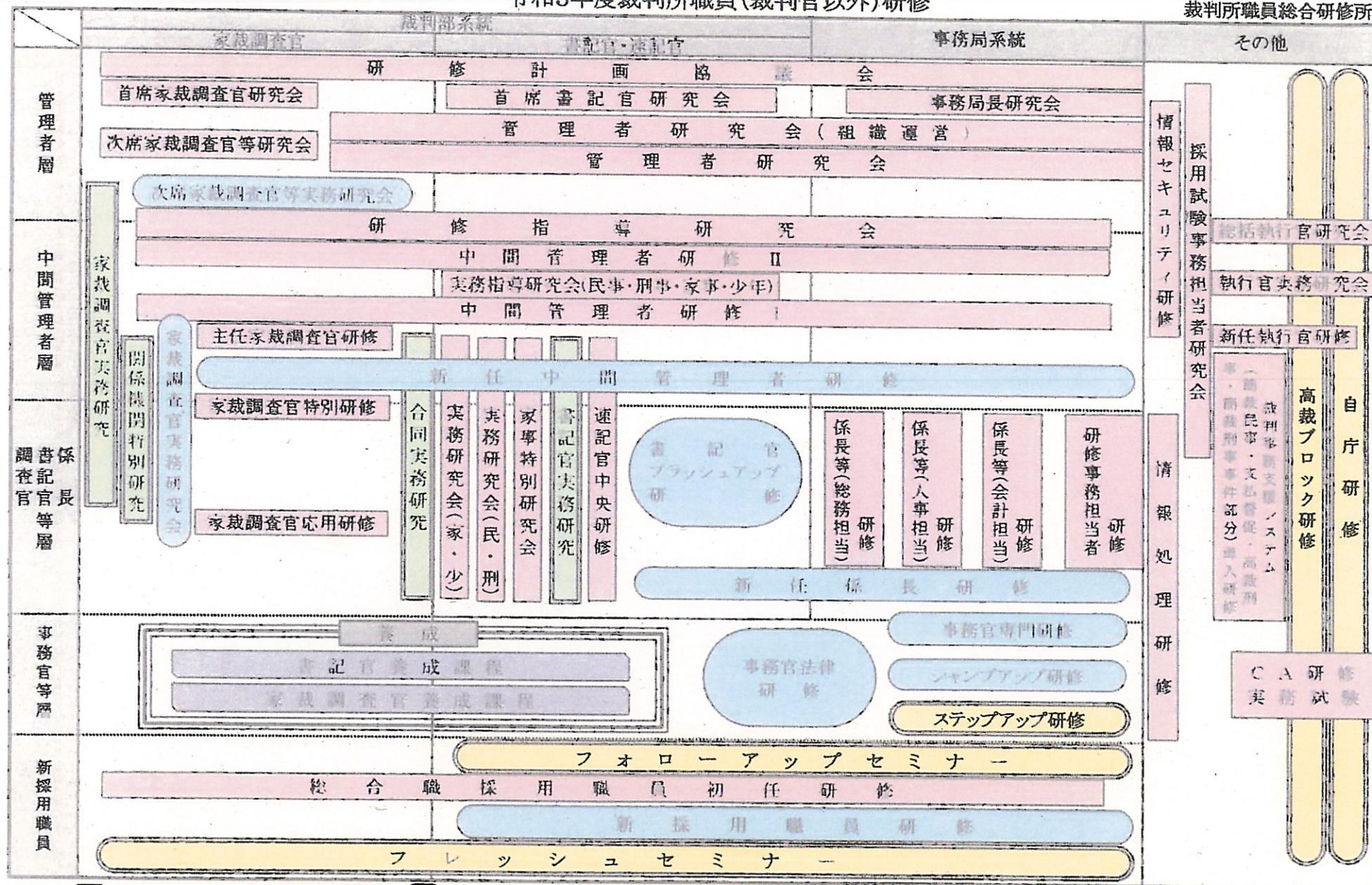
番号	研修名等	令和3年度			令和2年度			備考
		実施時期	期間	人員	実施時期	期間	人員	
1	◎首席書記官研究会	3.9.15(水)~9.16(木)	2	未定	2.9.16(水)~9.17(木)	2	中止	
2	◎首席家庭裁判所調査官研究会	第1回 3.9.2(木)~9.3(金) 第2回 3.11.25(木)~11.26(金)	2 2	8 未定	2.9.25(金) 2.11.17(火)~11.18(水)	1 2	8 中止	日程変更・短縮
3	◎事務局長研究会	4.2.17(木)~2.18(金)	2	未定	3.2.18(木)~2.19(金)	2	中止	
4	◎管理者研究会(組織運営)(※)	3.9.18(火)~5.20(木)	3	未定	2.5.19(火)~5.21(木)	3	中止	
5	◎次席家庭裁判所調査官等研究会	第1回 3.4.26(月)~4.28(水) 第2回 3.9.29(水)~10.1(金)	3 3	未定	2.9.23(水)~9.25(金)	3	中止	
6	◎管理者研究会	3.4.12(月)~4.16(金)	5	未定	2.8.25(火)~8.27(木) 2.12.15(火)~12.17(木)	3 3	80 70	日程変更・短縮 2回に分割して実施
7	◎研修計画協議会	3.1.6(木)	1	25	3.1.7(木)	1	30	日程短縮 TV会議
8	◎中間管理者研修I	第1回 3.9.7(火)~9.10(金) 第2回 3.10.12(火)~10.15(金) 第3回 4.1.11(火)~1.14(金) 第4回 4.2.7(火)~2.10(金)	4 4 4 4	約100 約30 約30 約30	2.10.13(火)~10.16(金) 3.1.12(火)~1.15(金) 3.2.2(火)~2.5(金)	4 4 4	中止 中止 中止	
9	◎中間管理者研修II	第1回 3.12.7(火)~12.9(木) 第2回	3 —	未定	2.10.27(火)~10.29(木) 2.12.8(火)~12.10(木)	3 3	中止 中止	
10	◎主任家庭裁判所調査官研修	第1回 3.6.23(水)~6.25(金) 第2回 3.6.30(水)~7.2(金)	3 3	未定 未定	2.6.23(火)~6.26(金)	4	中止	
11	◎研修指導研究会	第1回 3.6.2(水)~6.4(金) 第2回 3.12.14(火)~12.16(木)	3 3	約40 約50	2.6.3(水)~6.5(金) 2.12.15(火)~12.17(木)	3 3	中止 中止	
12	◎実務指導研究会	民事 3.4.27(火) 刑事 3.4.28(水) 家事 3.4.28(水) 少年 3.4.27(火)	1 1 1 1	約40 約40 約35 約25	2.5.12(火)~5.13(水) 2.5.12(火)~5.13(水) 2.5.14(木)~5.15(金) 2.5.14(木)~5.15(金)	2 2 2 2	中止 中止 中止 中止	
13	◎家事実務研究会(※)	3.11.17(水)~11.19(金)	3	約100	2.11.5(木)	1	100	令和2年度は司研と合同で実施 日程短縮、TV会議
14	◎少年実務研究会(※)	3.12.20(月)~12.22(水)	3	約100	3.3.2(火)、4(木)、9(火)、 15(月)	各1	50	日程短縮、短縮 高裁単位に分割してTV会議等 で実施 家裁調査官部分のみ実施
15	◎民事実務研究会	第1回(※) 3.6.9(水)~6.10(木) 第2回 3.12.16(木)~12.17(金)	— 各2	約50 約50	2.6.10(水)~6.11(木) 3.1.21(木)~1.22(金)	各2	中止 中止	
16	◎刑事実務研究会(※)	3.11.10(水)~11.11(木)	2	未定	2.11.18(水)~11.19(木)	2	中止	
17	◎家事特別研究会(※)	3.10.7(木)~10.8(金)	2	約50	2.10.8(木)	1	50	令和2年度は司研と合同で実施 日程短縮、TV会議
18	◎家庭裁判所調査官応用研修	3.10.19(火)~10.22(金)	4	約25	2.10.20(火)~10.23(金)	4	中止	
18	◎家庭裁判所調査官特別研修	第1回 3.11.30(火)~12.3(金) 第2回 4.1.18(火)~1.20(木)	4 3	約25 約30	2.12.2(水)~12.4(金) 3.1.27(水)~1.29(金)	3 3	中止 中止	
19	◎家庭裁判所調査官中央研修	3.7.5(月)~7.9(金)	5	未定	3.3.8(月)~3.12(金)	5	中止	
20	◎速記官中央研修	3.6.30(水)~7.1(木)	2	約20	2.7.1(水)~7.2(木)	2	中止	
21	◎総括執行官研究会	3.7.6(火)~7.8(木)	3	未定	2.7.7(火)~7.9(木)	3	中止	隔年で実施
22	◎執行官実務研究会	4.3.1(火)~3.3(木)	3	未定	3.2.3(水)~2.4(木)	2	中止	
23	◎新任執行官研修	3.5.25(火)~5.28(金)	4	未定	2.9.16(水)~9.18(金)	3	14	日程変更・短縮
24	◎係長等(総務担当)研修	3.6.22(火)~6.24(木)	3	約50	2.10.6(火)~10.8(木)	3	中止	
25	◎係長等(人事担当)研修	3.7.13(火)~7.15(木)	3	約70	2.10.20(水)~10.22(金)	3	中止	
26	◎係長等(会計担当)研修	3.11.16(火)~11.19(金)	4	約60	2.11.10(火)~11.13(金)	4	中止	
27	◎研修事務担当者研修	3.6.15(火)~6.16(水)	2	約40	2.6.16(火)~6.18(木)	3	中止	

年 度	研修名等	令和3年度			令和2年度			備考
		実施時期	期間	人員	実施時期	期間	人員	
28	④総合職採用職員初任研修	3.4.6(火)～4.8(木)	3	未定	2.11.13(金)～11.18(木) 11.20(金), 11.27(金), 12.2(水)	各1	63	日程変更・短縮 各会場で分散実施
29	⑤情報セキュリティ研修	3.9.14(火)～9.15(水)	2	約60	2.9.29(火)～9.30(水)	2	中止	
30	⑥情報処理研修	第1回 3.5.19(水)～5.20(木) 第2回 3.5.26(水)～5.27(木)	2 2	約60 約60	2.5.19(火)～5.21(木) 2.5.26(火)～5.28(木)	3 3	中止 中止	
31	⑦裁判事務支援システム(簡易民事・支払督促・高裁刑事・簡裁刑事事件部分)導入研修	第4回 3.4.20(火)～4.21(水) 第5回 3.4.21(水)～4.22(木) 3.6.15(火)～6.16(水) 3.6.16(水)～6.17(木)	2 2 2 2	未定 未定 未定 未定	2.5.12(火)～5.13(水) 2.5.13(水)～5.14(木) 2.6.9(火)～6.10(水) 2.6.10(水)～6.11(木) 2.9.1(火)～9.2(木) 2.9.2(水)～9.3(木)	2 2 2 2 2 2	中止 中止 中止 中止 中止 中止	
32	⑧採用試験事務担当者研究会	3.5.25(火)	1	未定	2.5.29(金)	1	中止	
33	⑨CA研修実務試験	前期研修 3.6.24(木)～7.14(水) 実務研修 3.7.16(金)～8.20(金) 後期研修 3.8.23(月)～9.10(金)	15 23 15	未定	2.8.12(水)～9.1(火) 2.9.3(木)～9.30(水) 2.10.2(金)～10.15(木)	15 18 10	59	日程変更・短縮
34	⑩次席家庭裁判所調査官等実務研究会	実施機関が適宜決定	1	未定	実施機関が適宜決定	1	24	5会場で中止
35	⑪新任中間管理者研修	実施機関が適宜決定	3～5	未定	実施機関が適宜決定	3～5	360	
36	⑫登記官ブランクアップ研修	7月から9月までの間で実施機関が適宜決定	5	未定	7月から9月までの間で実施機関が適宜決定	5	中止	
37	⑬家庭裁判所調査官実務研究会	実施機関が適宜決定	3	未定	実施機関が適宜決定	3	33	6会場で中止 会場変更・日程短縮、人員縮小
38	⑭新任係長研修	実施機関が適宜決定	1～3	未定	実施機関が適宜決定	1～3	298	
39	⑮事務官専門研修	実施機関が適宜決定	2～3	未定	実施機関が適宜決定	2～3	中止	
40	⑯ジャンクアップ研修	実施機関が適宜決定	3	未定	実施機関が適宜決定	3	中止	
41	⑰事務官法律研修	通信研修 実施機関が適宜決定 面接研修 実施機関が適宜決定	約250	未定	実施機関が適宜決定 実施機関が適宜決定	9～11	279 96	4会場で中止
42	⑱新採用職員研修	実施機関が適宜決定	2～3	未定	実施機関が適宜決定	2～5	500	
43	⑲ステップアップ研修	2月から3月までの間で実施機関が適宜決定	2	未定	2月から3月までの間で実施機関が適宜決定	3	中止	
44	⑳フォローアップセミナー	①2月及び3月中で実施機関が適宜決定 ②実施機関の実情に応じて、 ①に定める日に加え、実施機関が適宜決定	約3	未定	①2月及び3月中で実施機関が適宜決定 ②実施機関の実情に応じて、 ①に定める日に加え、実施機関が適宜決定	約3	未定	
45	㉑フレッシュセミナー	採用初日及び2日目	2	未定	採用初日及び2日目	2	未定	
46	㉒高裁ブロック研修	実施機関が適宜決定			実施機関が適宜決定			
47	㉓自序研修	実施機関が適宜決定			実施機関が適宜決定			
48	㉔合同実務研究	3.9～4.3	7月	未定	2.9～3.3	7月	8	
49	㉕登記官実務研究	3.4～4.3	1年	2	2.4～3.3	1年	2	
50	㉖家庭裁判所調査官実務研究(個人及び共同研究)	3.7～4.3	8月	未定	2.8～3.3	7月	2	人員欄は、研究の本数を記載
同上	(指定研究)	3.4～6.3	3年	4	2.5～3.3	11月	6	
51	㉗家庭裁判所調査官関係機関特別研究(家庭及び少年関係機関についての研究)	3.7～4.3	8月	未定	2.8～3.3	7月	8	期間短縮
同上	(心身の鑑別についての研究)	4.2～3	1月	3	3.2～3	1月	中止	
同上	(更生保護についての研究)	3.9～11	2月	3	2.9～11	2月	中止	
61	㉘登記官養成課程第一部 第18期	3.4.1(木)～4.3.25(金)	1年	227	2.4.6(月)～3.3.25(木)	1年	229	令和2年度欄は第17期生修了日変更
62	㉙登記官養成課程第二部 第18期(2年生)	2.4.6(月)～4.3.25(金)	2年	78	31.4.4(木)～3.3.25(木)	2年	69	令和2年度欄は第16期生修了日変更
	㉚登記官養成課程第一部 第18期(1年生)	3.4.1(木)～5.3.24(金)	2年	98	2.4.6(月)～4.3.25(金)	2年	78	令和2年度欄は第17期生
63	㉛家庭裁判官養成課程第17期	2.4.1(木)～4.3.25(金)	2年	48	31.4.4(木)～3.3.25(木)	2年	44	令和2年度欄は第16期生修了日変更
64	㉜家庭裁判官養成課程第18期	3.4.1(木)～5.3.24(金)	2年	54	2.4.1(水)～4.3.25(金)	2年	48	令和2年度欄は第17期生

(※)付し、このについては、カリキュラムについて司研と合同する旨を記載
・備考欄には、令和2年度について当初計画から変更等があった内容などを記載

令和3年度裁判所職員(裁判官以外)研修

裁判所職員総合研修所



(注) □は中央研修、□は高裁委嘱研修、□は自庁研修、□は研究、□は養成課程を表す(養成の配置については、階層や系統と関連したものではない)。
※ このほか各分野における課題への取組の進展状況、喫緊の課題の発生等に応じて、裁判所職員総合研修所長において、別途研修を実施することがある。